

日本看護協会 看護研修学校 認定看護師の臨地実習に 関する包括同意について

特定行為研修の研修生である看護師が患者様を担当させていただくことの同意のお願いにつきまして以下によりご説明申し上げます。

研修生は看護師経験5年以上の経験を有する看護師です。

この看護師は、厚生労働省省令に基づいた手順書による特定行為を安全に実施することを目的に、臨地実習施設にて実習を行っています。

臨地実習にあたりましては以下の事項を守ります

1. 実習を行う場合は、事前にわかりやすい説明を行い、患者様またはご家族の同意を得て実施します。
2. 患者様の安全の確保を最優先し、事前に実習指導者や指導医師などの助言や指導を受けて実習に臨みます。
3. 患者様とご家族は、研修生に関する意見や質問があれば、実習指導者や指導医師、学生以外の看護師などに直接おたずねになることができます。
4. 患者様とご家族は研修生が担当することに同意した後も、この実習を拒否することができます。また、拒否したことを理由に治療および看護上の不利益を被ることはありません。
5. 研修生は実習期間中に診療録や看護記録などを通じ、また患者様やご家族とのかかわりを通じて患者様やご家族の情報を取得しますが、それらの情報は個人情報として適切に扱います。
6. 研修生が実習期間中に取得した情報は実習記録としてまとめ日本看護協会看護研修学校に提出しますが、個人が特定できない形にするなどの対策を講じ、プライバシーの保護に努めます。